解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

東京都港区虎ノ門二丁目二番五号共同通信会館ビルＢ一―〇一

社団法人経済企画協会

代表清算人　長瀬　要石

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

新潟県加茂市大字黒水六七七番地二

財団法人七谷保育園

代表清算人　鶴巻　嶺二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十七日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

山梨県甲府市上曽根町一八五四番地三号

甲府南商工会

清算人　木之瀬一雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

静岡県静岡市葵区鷹匠三丁目六番一号

財団法人静岡総合研究機構

代表清算人　竹内　宏

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十四年三月三十一日寄付行為第二十九条の規定により存立期間を満了解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

滋賀県草津市大路二丁目一一番一五号

財団法人滋賀県障害者雇用支援センター

代表清算人　山際　鉄男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

鳥取県米子市福市一一四番地二

社団法人五千石種山山林保存会

代表清算人　高田　篤

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

徳島県阿波市市場町尾開字日吉四一五番地一

財団法人阿波市金清自然環境活用センター協会

清算人　森本　哲生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

高知県高知市五台山五〇一五番地一

社団法人高知県肉用牛協会

代表清算人　黒岩　英樹

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年二月二十二日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

福岡県朝倉市小隈五八六番地一

清算法人福田土地改良区

清算人代表　上野　正剛

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

長崎県佐世保市光月町八番二〇号

財団法人長崎県駐留軍離職者福祉センター

清算人　藤澤　恒昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市中央区北四条西一一丁目二番地、最後の住所札幌市西区発寒五条二丁目三番八―五〇五号　被相続人　亡　遠藤　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二日

事務所札幌市中央区南一条西九丁目第二北海ビル三階　堀江・大崎・網森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大崎　康二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩郡当別町字西小川通五五番地、最後の住所北海道江別市あけぼの町一一番地Ｂ９―41　被相続人　亡　太田　久元

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二日

事務所札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一　Ｋ２ＢＬＤ六階鈴木一嗣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　一嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市小中野八丁目四一番地、最後の住所青森県八戸市吹上二丁目二一番一二号　被相続人　亡　中村　愼男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市和賀町横川目一二地割一五八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　照井　幸嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二日

岩手県北上市中野町一丁目五番二号、事務所岩手県北上市本石町二丁目一番三七号

相続財産管理人　菊池　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市和賀町横川目一二地割一五八番地二、最後の住所岩手県北上市黒沢尻三丁目八番二一号リジェール一〇二　被相続人　亡　照井　幸喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二日

岩手県北上市中野町一丁目五番二号、事務所岩手県北上市本石町二丁目一番三七号

相続財産管理人　菊池　隆